

横浜マリンタワーの次期運営等事業者の公募にかかる 優先交渉権者を決定しました！

横浜マリンタワーは、現在の運営事業者との定期建物賃貸借契約が平成 31 年 3 月末に終了するため、「横浜マリンタワー運営等事業者選定委員会」において次期運営事業者の公募及び選考を行ってきました。

このたび、次のとおり優先交渉権者が決定しましたので、お知らせします。

1 選定結果

(1) 優先交渉権者	リストプロパティーズ株式会社（代表事業者） 株式会社ゼットン ※協力会社：(株)ティケイスクエア、横浜エフエム放送(株)
(2) 次点者	なし

2 選考について

(1) 選考方法

「横浜マリンタワー運営等事業者選定委員会」を設置し、公募型プロポーザル方式により公募を行い、応募者の提案書およびプレゼンテーションを評価し、最終的に優先交渉権者を決定しました。

(2) 評価点

125 点/185 点

※参考

基礎評価は 100 点。また、すべての項目において加点評価された場合は最高で 185 点となる。

(3) 選考において評価された点（報告書より抜粋）

ア 現運営をふまえた堅実な提案でありながら、同時に昨今のトレンドや地域の動きをふまえた提案である。

イ 運営の実施体制において、構成員等との役割分担など運営の具体性がみられる。

ウ 横浜市の観光交流施設としての役割を十分理解し、また市民利用の拡充を含む提案である。

3 選考の経過

(1) 公募の概要

ア 運営手法

定期建物賃貸借契約（10 年間：平成 32 年 4 月 1 日から平成 42 年 3 月 31 日まで）

*横浜市は、平成 31 年 4 月から平成 32 年 3 月まで改修工事（鉄塔塗装修繕ほか）を行います。工期等の詳細は、平成 31 年度中に決定します。

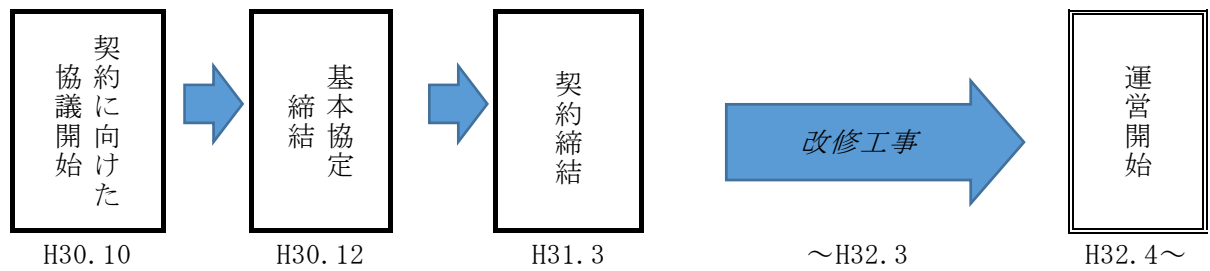
イ 次期運営者の選考方式

公募型プロポーザル方式による提案選考

ウ 応募者数

1 者

(2) 今後のスケジュール



4 提案の概要 (応募書類より抜粋)

(1) 市民に愛され、利用される場の魅力をさらに高めてゆくための新たな環境デザイン

「Tower in the Forest Garden」

…横浜市がかかげている「ガーデンシティ」構想と連動し、山下公園との緑のつながりを意識した緑（緑化）と光（ライトアップ）の道づくり

(2) クリエイティブシティ ヨコハマへの共感「Art & Technology」

…創造都市ヨコハマらしい文化・芸術表現としての、展望フロアの「メディアアートギャラリー」

(3) 観光 MICE への貢献

・ Welcome to YOKOHAMA 「横浜 旅のライブラリー」

…観光客の方々が自由に情報アクセスできる横浜の観光情報拠点

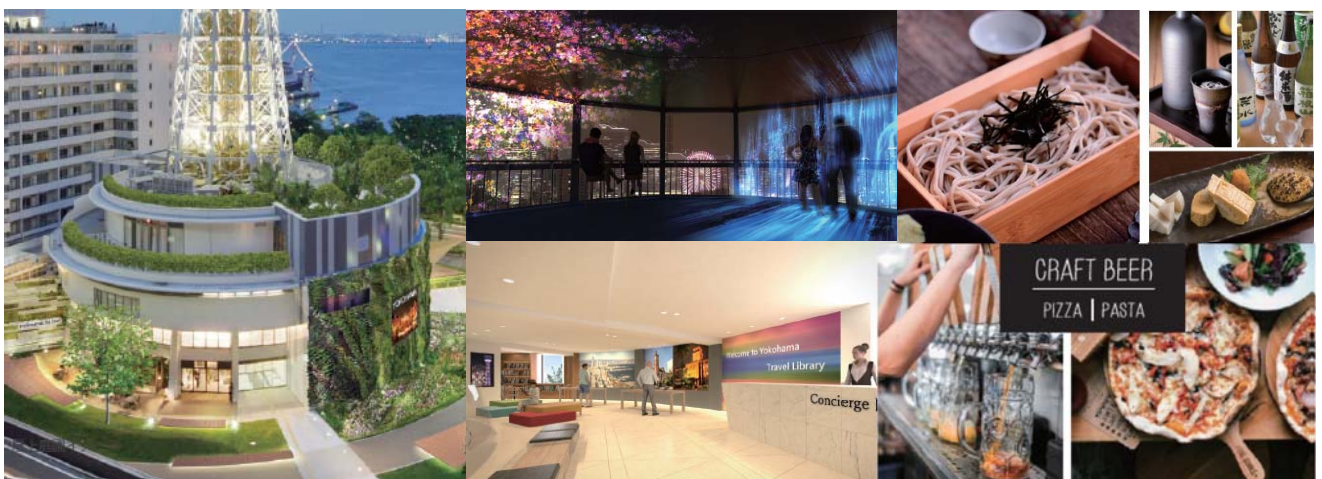
・ 海外からの観光客誘致のための連携 「海からの道」

…海上バスにより海から山下公園、マリントワーへと観光客を運ぶ定期便を企画

・ 「成長するアジアの都市のプレゼンテーション」

…成長するアジアの都市をプレゼンテーション形式で紹介し、アジアの都市との新しいつながりをつくる

●改修イメージ (応募書類より抜粋)



※上記イメージは提案資料として提出されたものであり、実際の建物とは異なる場合があります。

※上記イメージのデータが必要な場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

※優先交渉権者の決定に関する報告書は、文化観光局のホームページ (<http://www.city.yokohama.lg.jp/bunka/kancon/marine-koubou.html>) 上で公表します。

お問い合わせ先

文化観光局観光MICE振興部観光振興課集客推進担当課長 鳥丸 雅司 TEL045-671-4232